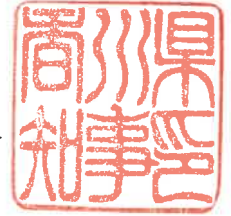


6交流第256643号
令和7年3月4日

公益財団法人
高松観光コンベンション・ビューロー
理事長 古川 康造 様

香川県知事 池田 豊人



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和7年3月4日 から 令和12年3月3日 まで